

# 不正競争防止法ダイジェスト（1）

——総論——

フェアトレード委員会\*

**抄録** 不正競争防止法は知的財産訴訟で特許法に次ぎ著作権法とともに利用され、また、食品偽装表示等では特別刑法の側面も持ちます。しかし、行政庁での権利設定手続がなく、年間数十件程度の判決数で、企業の専任担当者も少なく、ノウハウ管理や技術流出問題に関する営業秘密以外の不正競争行為の詳細は知られていないと思われます。そこで、不正競争防止行為理解の鳥瞰図を示すため4回に分けて説明します。第1回では、全体像を説明します。

## 目次

1. はじめに
2. 不正競争防止法の利用状況
3. 不正競争防止法の構成
4. 不正競争防止法の沿革
5. 我国不正競争防止法の特徴
  5. 1 不法行為主義・行為規準違反主義
  5. 2 一般条項・限定列举
  5. 3 請求権者
6. 不正競争とは何か
7. 不正競争防止法と関係法域との関係
  7. 1 独占禁止法との関係
  7. 2 知的財産法との関係
  7. 3 条約および各国法との関係
8. おわりに

## 1. はじめに

不正競争防止法（以下、不競法という。）には2条1項に15の不正競争行為が規定され、16条から18条に国際条約に基づく3つの禁止行為が規定されており、以下の4類型に分けると整理しやすいと思われます。

【1】識別表示に関する不正競争行為

- ① 周知表示混同惹起行為（1号）
- ② 著名表示冒用行為（2号）

③ ドメイン名の不正取得等行為（12号）

④ 代理人等の商標冒用行為（15号）

【2】情報操作に関する不正競争行為

① 誤認惹起行為（13号）

② 信用毀損行為（14号）

【3】商品形態・コンテンツに関する不正競争行為

① 商品形態模倣行為（3号）

② 営業秘密侵害行為（4号～9号）

③ 技術的制限手段に対する不正行為（10号・11号）

【4】国際条約に基づく禁止行為

① 外国の国旗等の商業上の使用禁止（16条）

② 国際機関の標章の商業上の使用禁止（17条）

③ 外国公務員等に対する利益の供与の禁止（18条）

【1】【2】は不正競争行為としてはパリ条約10条の2、6条の7に関連するものであり、19世紀後半から認識されています（【1】③はインターネットの発展に伴う現代的条項となります）。【3】は営業秘密侵害行為がTRIPS協定39条の規定によるなど、【1】【2】に比較して、

\* 2012年度 Fair Trade Committee

現在の市場社会の拡大・情報技術の発展に伴い要請され立法化されてきました。

本ダイジェストとしては、不正競争行為としての【1】～【3】について、まず現代型不正競争行為である【3】より説明します。ただし営業秘密侵害行為（2条1項4号～9号）については、フェアトレード委員会にて別途まとめる「営業秘密ハンドブック第2版」で解説しますので、本稿とともにご参照ください。次いで従来型の【1】【2】について説明していきます。

【4】の国際条約に基づく禁止行為については、①②に関してはパリ条約6条の3（国の紋章等の保護）に基づくものであり、不競法においては禁止行為として規定されていますが、商標法4条1項各号においては拒絶理由として規定されていること、③が国際取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約によるものであることのみ触れておきます。

なお本ダイジェストは2012年度フェアトレード委員会第2小委員会柏原長武（ポリプラスチックス）、藤田幸三郎（サクラクレパス）、沖田良人（サントリーホールディングス）、遠藤嘉浩（本田技研工業）、佐々木達彦（三菱レイヨン）が執筆しました。

## 2. 不正競争防止法の利用状況

何をもって不競法の利用というかは一義的には決められませんが、一例において裁判所ウェブサイト上の知的財産裁判例集に掲載された民事事件判決数を表1に挙げてみます。

表1 知財訴訟判決数（民事）

	不競	特実	著作	商標	意匠
H20	23	79	55	21	8
H21	20	90	34	15	8
H22	21	96	49	19	9
H23	19	40	27	6	3

件数的には特許権侵害事件について著作権侵害事件に並ぶものといえます。

次に不競法の各行為の判決数を特許ニュースにおいて青山紘一教授がまとめたデータより表2に整理しました。特許ニュースの判決数は裁判所ウェブサイト掲載の判決数より多く取り上げられています。

営業秘密侵害行為（TS）、周知表示混同惹起行為・著名表示冒用行為（1号、2号）、信用毀損行為（14号）の順に多いことがわかります。

表2 不正競争防止法関係判決数（民事）

条号	1	2	3	TS	10	13	14
H20	17		5	14		2	3
H21	11		4	5	1	1	6
H22	14	2	1	9		1	5
H23	11	1	10	11		3	11

\*TS トレードシークレット（4号～9号）

\*H20/21において1号が争点となった事件のうち、同時に2号も争われたものはH20年で6件、H21年で3件でした。

## 3. 不正競争防止法の構成

現行法（平成23年改正法）は表3の章立てになっています。

表3 不正競争防止法章立て

第1章	総則（1条、2条）
第2章	差止請求、損害賠償等（3条～15条）
第3章	国際約束により禁止行為（16条～18条）
第4章	雑則（19条、20条）
第5章	罰則（21条、22条）
第6章	刑事訴訟手続きの特例（23条～31条）

実体的に中心となる部分は2条1項各号の不正競争行為ならびに19条の不正競争行為の除外行為といえます。

平成23年の改正では、不正競争行為において2条1項10号、11号に係る行為（技術的制限手段回避手段に係る行為）の改正があり、従来の

技術的制限回避手段のみの装置等から、係る機能をもつ装置等へ規制対象が広がりました。また営業秘密侵害の刑事訴訟手続きに関する特例について規定され、刑事裁判における営業秘密保護強化が図られました。

#### 4. 不正競争防止法の沿革

我国の不競法は昭和9年（1934年）にパリ条約ロンドン改正会議に参加するために、当時のパリ条約ヘーグ改正条約批准の際に制定されました。パリ条約10条の3に対応することが中心のもので、わずか6か条の簡単なものであり、不正競争行為類型（民事）も周知商品表示混同行為、営業誹謗行為（パリ条約10条の2(3)各号）、原産地虚偽表示（パリ条約10条）のみで、禁止行為（刑事）も国の紋章などの使用禁止についてのみ規定されていました。またこの法においては民事的救済も損害賠償請求のみであり、不正競争の目的という主観的要件がありました。

昭和25年（1950年）の改正は、連合国極東委員会指令「日本における商標・商号および商品のマークに関する件」の覚書によるものであり、不正競争行為類型の拡張とともに、差止請求権の規定を設ける、主観的要件の削除といった大きな改正がありました。

平成2年（1990年）にはTRIPS協定採択のための交渉に関連してノウハウなどの技術上または営業上の秘密を保護するための営業秘密侵害行為が不正競争行為に追加されました。（関連TRIPS協定39条）

平成5年（1993年）には、法文をそれまでのカタカナ書きからひらがな書きに改めるとともに、不正競争行為の追加などの大改正がありました。

平成15年（2003年）以降の改正では主として営業秘密保護強化の目的から、民事訴訟手続き特則、刑事罰強化、刑事訴訟手続き特則の導入

が図られています。

表4に実体行為の変遷についてまとめました。

表4 不正競争防止法の変遷（実体行為）

昭09（1934） 制定 商品表示混同惹起① 原産地誤認惹起⑬ 信用毀損⑭ 外国紋章不正使用
昭13（1938） 営業表示混同惹起①
昭25（1950） 出所国誤認惹起⑬ 商品品質等誤認惹起⑬
昭28（1953） ぶどう生産物原産地地方名称の特例
昭40（1965） 出所地誤認惹起⑬ 代理人等商標冒用⑮ 国際機関紋章不正使用
平02（1990） 営業秘密侵害④～⑨
平05（1993） 全面的改正 著名表示冒用② 商品形態模倣③ 原産地・品質等誤認惹起に役務追加⑬
平10（1998） 外国公務員贈賄
平11（1999） 技術的制限手段に対する不正⑩～⑪
平13（2001） ドメイン名の不正取得等⑫

#### 5. 我国不正競争防止法の特徴

我国の不競法は、パリ条約への対応として制定され、不法行為として問題となってきた行為を含めて現行法へと発展してきました。ここでは3つの視点から我国の不競法の特徴をまとめてみます。

##### 5. 1 不法行為主義・行為規準違反主義

不法行為主義とは、不正競争行為を不法行為、すなわち競争者に対する加害を要素とする行為とみるものとなります。英国・仏国においては不正競争防止法という特別法を制定せず、一般的不法行為法と判例の積み重ねによって不正競

争行為に規制が図られています。

行為規準違反主義とは、市場において妥当とするなんらかの規準に照らして、なすべきでないと考えられる行為をもって不正競争とみるもので、独国・米国・日本などが不正競争行為に関する特別法を制定し、規制が図られています。

誤認惹起行為（例えば虚偽広告）を不正競争行為に包摂するか否かによって両主義の立場は異なります。

## 5. 2 一般条項・限定列举

一般条項とは、あらゆるタイプの行為を不正競争行為として包括的に規定する条項をいいます。独国不競法3条，米国Lanham法43条(a)が相当します。

限定列举とは、不正競争行為を一定の類型に分けてその抑制を図ろうとする方式となります。

一般条項を設けた場合、時代変化への迅速な対応という長所は備えていますが、一方法的予測可能性が低下するという短所があります。

我国の不競法は限定列举型が採用されています。平成5年（1993年）の全面改正において一般条項の導入が議論にあがりましたが、今後の検討課題ということで見送られました。

## 5. 3 請求権者

3条1項（差止請求権）は「不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」と規定され、4条1項本文（損害賠償）は「故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。」と規定されています。

すなわち不正競争行為に対する請求権者は競

争事業者限定され、事業者団体、消費者団体又は消費者には訴権はありません。事業者団体に訴権を与えた場合、アウトサイダー規制や新規参入阻止になりかねないとの懸念があること、消費者団体又は消費者に対しては、消費者契約法などの消費者保護法によって保護されることから、競争事業者限定されていると言われていています。問題点としては、誤認惹起行為（2条1項13号）は同業者全体に対しての利益を害する行為と考えられ、競争事業者のみを請求権者とした場合には、その競争事業者が相当高い市場占有率をもつ必要があるということが上げられます。

## 6. 不正競争とは何か

近代法の不正競争の概念は、営業の自由が確立された近代市民社会（資本主義社会）における自由な競争を前提として成立しました。正当な競争すなわち公正な競争とは、需要者・取引者よりみて、営業者が自己の成果（価格、品質、サービスなど）によって顧客獲得優先性を拡大しようとする行為をいいます。つまり価格または品質において他人よりも優れた成果をあげたならば、その成果の程度に応じて、その時々勝者が決まる競争をいいます。自由かつ公正な市場における商品（役務）交換において成果との等価交換を維持し、価格調和が保たれたならば、成果競争の自由は保証され、正当又は公正な競争が保証されます。従って不正競争とは、この等価交換を妨害する行為であると言えます。法域の発展としてはパッシングオフ（周知表示混同惹起行為）に関する判決が16世紀の英国にあり、当時より不正競争的な概念が生じてきたことがわかります。

20世紀初頭における米国における資本主義の発達とともに生じた大資本の威力に対する解決法として独占禁止法理が生まれてきました。

不正競争法理と独占禁止法理とは重なる面も

あり、田村善之教授説を参照すると以下に分類されます。

### (1) 競争滅殺行為

競争そのものを停止する行為や淘汰されるべきでない競争者を排除する行為を言います。具体的には価格協定、抱き合わせ販売、不当廉売、不当な取引拒絶などとなります。これらは社会的経済行為に影響を与える行為であり、私的独占の禁止や不当な取引制限に係る行為であり独占禁止法（以下、独禁法という。）により規制される領域となっています。

### (2) 不当需要惹起行為

取引の相手方に対して、瑕疵ある情報を伝達したり、判断能力を曇らされたり、判断の自由を阻害する行為で、欺網行為（偽装行為・誹謗行為）や不当な誘引行為（おとり販売、おとり廉売）などが相当します。これらの行為については社会的にも影響があり、消費者保護の観点からも重要です。また私法秩序の逸脱ともいえる行為であり、独禁法、景表法、不競法（2条1項13号、14号）などの経済法域・消費者保護法域・私法域にまたがって規制されています。

### (3) 成果冒用行為

競争秩序を発展せしめるべき他人の成果を冒用する行為で、私法域により規制が必要なもので、不競法2条1項～12号、15号の行為が該当します。

## 7. 不正競争防止法と関係法域との関係

### 7.1 独占禁止法との関係

独禁法も不競法もともに法目的として「公正な競争」の促進・維持を図っています（各法1条参照）。そこで「公正な競争」とは何かが問題となります。独禁法が主に大資本の威力への

ものであるのに対し、不競法は後発者の先発者に対する成果冒用行為を主に規制するものといえます。独禁法が「競争の公平」を確保するためのものであるとすれば、不競法は「競争の公正」を確保するためのものであるといえます。

### 7.2 知的財産法との関係

不競法は2条1項各号ならびに16条から18条にかけての行為についての規制を行っており、無方式・無登録での保護となっています。権利付与でなく行為規制による点が各知的財産法と大きく異なっています。競争阻害行為の行為規制であることから、営業上の利益の侵害を差止・損害賠償の保護要件としています。

#### (1) 特許法・意匠法・商標法・種苗法との関係

これらは権利付与の段階において実体審査し、保護すべきものを明確にし、所轄官庁において登録することとされています。しかし社会的コストとして審査・登録機関の負担があります。

#### (2) 実用新案法・半導体チップ法との関係

権利付与についての実体審査は行わないものの、権利の登録制度が採られており、社会的コストとして方式審査・登録機関の負担があります。

#### (3) 著作権法

無方式・無登録で権利保護されます。不競法との関係では、著作権法では営業上の利益の侵害を要件とせず差止請求が可能となります。

### 7.3 条約および各国法との関係

不正競争行為の防止に関する国際的な取り決めとして最も重要なものはパリ条約10条の2（表5）とTRIPS協定39条（営業秘密）となります。

世界貿易機関（WTO）の加盟国では最低限、パリ条約10条の2並びにTRIPS39条に関する規制が行政上、民事上、刑事上を問わず行われていることとなります。しかし、各国が日本における不競争法のような独立の制定法を制定しているとは限りません。判例法を採用している国もありさまざまです。独立の制定法を設けている国として日本、中国、韓国、独国、スイスなどがあります。判例法や不法行為法の判例として保護されている国として英国、仏国があります。米国のようにランダム法や経済スパイ法などの連邦法とともに、各州におけるコモンローが併存する国もあります。

次に独立法又は判例法のいずれかにより規制されているにせよ、日本法と同様な行為が規制・救済の対象となるかと言えば、一概に言えません。パリ条約10条の2、TRIPS39条に関しては何らかの形で規制されていますが、各国の市場構造や法思想の違いなどにより、実体的な面でも、規制手段の面でも各国は一様ではない。

本稿では、各国の不正競争規制が日本法と必ずしも同様ではないということに言及するに留めます。

## 8. おわりに

不競争法は他の知的財産法と異なり、行為規制法となります。どのような行為が該当するのか、誰が訴えることができるかなどを中心に、次回以降概説していきます。

### 参考文献

- 1) 「新・不正競争防止法概説」小野昌延・松村信夫 青林書院 2011年4月
- 2) 「逐条解説不正競争防止法（平成21年改正版）」経済産業省知的財産政策室 有斐閣 2010年7月

- 3) 「不正競争防止法（事例・判例）第2版」青山絢一 経済産業調査会2010年5月
- 4) 「不正競争法概説第2版」田村善之 有斐閣 2003年9月
- 5) 「知的財産法講義Ⅲ第2版」渋谷達紀 有斐閣 2008年12月
- 6) 「要説不正競争防止法第4版」山本庸幸 発明協会 2006年6月
- 7) 「特許ニュース」各号 経済産業調査会 \*IP研究会（代表青山絢一）
- 8) 「米国における不正競争行為規整の概観」フェアトレード委員会第2小委員会 知財管理Vol.53 No.4～No.5 2003年
- 9) 「不正競争防止法の概要2010（平成22年度知的財産権制度説明会（実務者向け）資料）」経済産業省知的財産政策室  
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/fukyoho212.pdf>  
(2013年2月14日参照)
- 10) JIPAR32臨時研修(2012年3月5日)テキスト「諸外国の不正競争防止に関する法制度について」TMI総合法律事務所：森山義子，佐藤力哉，海野圭一郎
- 11) 「不正競争防止に関する各国の法制度」国際商事法務 Vol.36, No.7 (2008)～Vol.37, No.9 (2009)において15回連載 森山義子，牧山嘉道，大江修子，宝田恵理子，永田早苗，岩品信明，長坂 省
- 12) 経済産業省HP  
「平成18年度 東アジア大における不正競争及び営業秘密に関する法制度の調査研究報告－欧米の法制度との対比において－」  
「平成19年度 東アジア大における不正競争及び原産地等に係る表示に関する法制度の調査研究報告－欧米豪の法制度との対比において－」  
・各報告書は、下記の経済産業省のウェブサイトに掲載  
・<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/hokoku.html>  
(2013年2月14日参照)

(原稿受領日 2013年2月14日)